

## 第 63 回行政苦情処理委員会 議事概要

1 日時：平成 24 年 10 月 23 日（火）10：30～12：30

2 場所：当局局長室

3 出席者

委員：西讓一郎（座長）、深田実、鷺見弘、河野昂、栗本幸子、稲垣隆司の各委員

事務局：渕上茂局長、岡本好史第一部長、龍宮克宏第二部長、中島政幸総務管理官、水野晴宣首席行政相談官

4 議 題

年金定期便等、年金関係の書類が確実に届くため事業主が被保険者の住所変更手続を的確に行うように指導してほしい

5 議事概要

### 【事案の概要】

私の妻（60 歳）は、この 2 年間はねんきん定期便を始めとする年金関係の書類が全く送付されてこない。

不審に思い、年金事務所に確認したところ、厚生年金被保険者の住所変更手続が行われていないとのことであった。

3 年前に転居した際に、妻が勤務する事業所に住所変更を届け出た記憶があり、改めて年金事務所から事業所に指導してもらった。この結果、事業所の総務担当が朝礼で「住所変更があれば、速やかに総務担当に申し出るように」告知したところ数人の従業員が手続をとっており、私のようにねんきん定期便が届いていない者が相当数いるものと思われる。

年金関係書類が確実に本人に届くよう、事業所に対し住所変更手続を励行するように指導してほしい。

### 【意見交換の概要】

事務局から上記事案の内容を資料に基づき説明した後、委員間の意見交換に入った。主な意見の内容は、次のとおり。

（鷺見委員）

申出要旨について確認したい。

総務担当者が従業員に「住所変更があれば申し出るように」と告知した際に、「数

人の従業員」が手続をとったということは、従業員が会社に届け出る必要があることを知らなかったということか。それとも、従業員は会社に届け出たが、事業主が年金事務所への届出を怠ったということか。

(事務局)

本事案については、本人は事業主に届け出たつもりでいたが、事業主が年金事務所へ届け出ていなかった。このため、年金事務所へ相談したところ、同事務所から事業主に対し、適切に届け出るようにとの指導がなされた。この結果、申出人以外にも届出をしていない者がいることが判明し、事業主への指導の徹底を当局へ申し出たもの。

(稲垣委員)

事業主に対して、①従業員に対し、住所を変更した場合は、事業主に届け出ることを周知する、②事業主は、従業員から届け出られた住所地を適切に年金事務所へ届け出ることの2点について啓蒙する必要があるのではないか。

(河野委員)

厚生年金保険法に基づき従業員が事業主に対して行う住所変更は「申出」、事業所から年金事務所へ行う手続きは「届出」で、区分して考える必要がある。申出人が2号被保険者で事業所に住所変更を申し出た場合、何か証拠となる書類は、従業員の手元に残るのか。

(事務局)

そのあたりの事情は、各事業主の取り扱いで異なるが、当局が調査した事業主は、住所変更の申請書式を自社様式で定めているようである。

(河野委員)

であれば、本事案についても、事業主、従業員のいずれに問題があったかは、追跡すれば分かるということか。仮に、本件「妻」が3年前は3号被保険者である場合は、夫である2号被保険者を通じて届出を行うことが必要なことを知らない場合があるのではないか。

(事務局)

事業主に記録が残っていれば、追跡は可能かもしれない。今回の案件は、妻も2号被保険者である。ただ、配偶者が単身赴任の場合などにおいては、指摘のように3号被保険者の届出を失念する場合も考えられる。

(西座長)

住所変更の申出を行わないでいた場合、被保険者のデメリットは何があるか。

(事務局)

ねんきん定期便には、厚生年金の加入状況や標準報酬月額が記載されており、①保険料を徴収されていたのに未加入となっている期間がある、②標準報酬月額が当時の給料に見合ったものになっていない等の事実を確認することができる。これらの記録が誤っている場合は、将来、本人が受給する年金額に影響することになる。

(鷺見委員)

そのようなデメリットがあるのであれば、評価局で直接事業主への指導はできないのであるから、機構・年金事務所から事業主への周知を考えてもらう必要がある。

(稲垣委員)

機構のホームページでは、「日本年金機構からお送りする大切なご案内を、確実にお手元にお届けさせていただくために従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所について、定期的なご確認をお願いします。」と記載されている。しかし、調査結果を見ると、事業主への説明会において年金事務所から派遣された講師は事業所への住所変更届に関する周知を行っていないようなので、このあたりの課題に取り組んでもらってはどうか。

従業員の住所を把握することは事業主の責務であると思う。独自に他の帳票や住所一覧表で住所地の確認をしている事業主もいる一方、従業員の住所地を把握できていない事業主がいるということはおかしい。

(栗本委員)

年金受給者は、年金を受け取っているので住所変更届を出さないことはないと思う。問題は、若い人に年金の関心が薄いということではないか。例えば、毎年送付されるねんきん定期便に、「住所を変更した場合は事業主に申し出ることが必要である」と注意書きを入れてはどうか。

(深田委員)

年金記録は、自分の将来の生活に影響するものであり、国民自らがその確認を行うという意識を持つことが必要である。

ただし、ねんきん定期便が、年金記録を自ら確認する上で重要なものであることを事業主も従業員も知らず、そのために住所変更の申出や届出を励行していないというのであれば、その周知や指導は行政が行うべきものとする。

この場合、まずは事業主に指導することが適切ではないか。

(西座長)

このあたりで、これまでの議論を事務局で要約してください。

(事務局)

- ねんきん定期便は、被保険者に自分自身の記録を確認してもらい、間違いがあれば記録の訂正を申し出てもらうことを目的に開始されたものであり、確実に本人に届けられることが必要。
- ねんきん定期便を確実に本人に届けるには、正しい住所地の届出を励行してもらうことが重要。
- 届出の励行のためには、事業主に、住所変更届は重要な手続であることを理解してもらい、その上で、事業主から従業員に申出の励行を指導してもらうことが必要。さらに、現行措置の拡充（特に事業所調査の活用）のみならず、あらゆる機会を活用して、その周知徹底を行うことも必要。
- 事業主においても、自らの責務として従業員の住所地の把握に努めることが必要。

(西座長)

機構から事業主に対して指導できる範囲で指導してもらうことに、異論はないと思うがいかがか。

(鷺見委員)

日本人は、自らの権利を自ら守ろうという意識に乏しく、周知や啓蒙が必要である。また、年金事務所が講師の依頼をされた説明会などで、住所変更届の意義についての説明も加えてもらうことも必要である。

(稲垣委員)

確かに、説明会や講演会で、事業主への啓蒙を図ってもらうことは必要。

(深田委員)

従業員の中には、なかなかねんきん定期便の重要性や住所変更の申出について理解できない人もいる。そのあたりの配慮も必要ではないか。

(西座長)

日本の風土からすると、会社から指導してもらうことが理解を深める近道ではないか。

(稲垣委員)

住所一覧サービスや説明会での啓蒙活動など、各委員からこれまでに出された具体的な方法を盛り込んだ内容にする必要がある。

(西座長)

只今出された委員からの意見を加えて委員会の意見とし、これまでの議論を踏まえてあっせん文をまとめることとしたいが、事務局と私にお任せいただけるか。

(各委員)

座長に一任することで異存はない。